

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日からA所在のB工事（以下「本件工事」という。）において、太陽光パネルの架台設置作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、寄宿舍で胸が苦しくなり、失神した。その後、体調不良のため帰省したが、同月〇日深夜、めまいと胸の苦しさを覚えたことから、C病院に搬送され、「脳出血、神経調節性失神、脳静脈奇形」（以下「本件各疾病」という。）と診断されたという。
- 3 請求人は、本件各疾病が発症したのは、D所在のE会社（以下「会社」という。）に雇用され、本件工事に就労したためであるとして、F労働基準監督署長に療養補償給付を請求したところ、同署長は、本件工事の元請はG所在の会社H工業であるとして、監督署長に事件を移送した。
- 4 本件は、事件の移送を受けた監督署長が、請求人は労働者であるとは認められず、また、本件各疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人は、労災保険法上の労働者であると認められるか。また、労働者と認められる場合、請求人に発症した本件各疾病は、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が労災保険法上の労働者であるかどうかについては、当審査会は、平成29年労第448号事件に係る平成〇年〇月〇日付け裁決書において説示したとおり、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められないものと判断する。

したがって、請求人が主張する本件各疾病は、同法による保険給付の対象とすることはできない。

(2) なお、仮に請求人が労災保険法上の労働者であったとした場合、請求人が請求人に発症したと主張する本件各疾病が業務上の事由によるものと認められるかについて、念のため、検討する。

ア 請求人が主張する本件各疾病について、I医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、明らかな脳出血は認められず、MRI・MRA検査により、脳静脈奇形の存在が疑われるが、確定診断はできないとの意見を述べ、J医師も、同年〇月〇日付け意見書において、同旨の意見を述べるとともに、失神発作は脳内の異常で発症したものとは考え難く、脳内疾患以外の要因が関与したとの意見を述べている。

イ これらの医学的意見からすると、請求人が主張する本件各疾病のうち、脳出血及び脳静脈奇形については、当該疾病の発症それ自体を確認することが

できないから、保険給付を行うことはできない。また、本件各疾病のうち、神経調節性失神については、医学的にその原因が明らかではなく、業務が有力な原因となったものとは判断し得ないから、業務とその発症との間に相当因果関係があるとはいえず、業務上の事由によるものとは認められない。

(3) そうすると、請求人は、労災保険法上の労働者とは認められず、また、労災保険法上の労働者であるとしても、請求人が発症したと主張する本件各疾病のうち、発症が確認できる疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。